

国民健康保険における保険基盤安定負担金及び調整交付金の申請誤りについて

国民健康保険における令和3年度及び4年度の保険基盤安定負担金及び調整交付金の交付申請について、事務処理に誤りが判明いたしましたので、以下のとおり報告します。

1 概要

令和3年度及び4年度の保険基盤安定負担金及び調整交付金の申請において、申請時に使用する「杉並区住民情報系基幹業務システム（以下「システム」という。）」にプログラムの誤りがあったことにより、申請に必要な所得金額の集計結果に誤りが生じました。これにより保険基盤安定負担金及び調整交付金については、誤った数値による交付申請を行うこととなり、保険基盤安定負担金では本来交付されるべき負担金を下回る交付となり、また、調整交付金では超過交付となったものです。

申請誤りによる影響額は、令和4年度では保険基盤安定負担金で約7,940万円余となり、令和3年度では、保険基盤安定負担金は現在調査中で、調整交付金では、約230万円余の超過交付となっています。

2 原因及び経過

令和2年度税制改正に係るプログラム修正を委託事業者（株式会社RKKCS 住所：熊本県熊本市中央区九品寺一丁目5番11号 代表取締役：金子 篤）が行った際、所得金額算定における公的年金等に係る雑所得の計算の中で、生年月日を使って65歳以上と65歳未満を判定するところ、誤って生年月日ではない項目を参照するプログラムを作成したため、正しい所得金額が計算されず誤った数値による交付申請となったものです。

また、プログラム修正を行った所得額計算機能については、当該委託事業者において必要な検証が行われておらず、区の情報システム担当及び事業所管課である国保年金課に対しても、当該プログラム修正を行った事実及びその後の検証の依頼のいずれも行われなかったため、プログラムの誤りが見過ごされていました。

経 過

令和3年1月30日	調整交付金の申請に際し、保険基盤安定負担金及び調整交付金申請資料の集計処理の動作確認を行い、正しく集計処理が行われていることを確認し、東京都へ調整交付金の申請書を提出
令和3年4月1日	令和2年度税制改正に伴い、国保年金課から情報システム担当課へ保険料賦課及び高額療養費処理の修正を依頼
令和3年5月24日	委託事業者が保険料賦課及び高額療養費の処理の修正を実施
同	委託事業者において、保険料賦課及び高額療養費の処理修正に併せて保険基盤安定負担金及び調整交付金申請資料の集計処理の修正の必要性を把握し、当該処理の修正を実施（ただし、この修正処理については区に知らされていなかった。）

令和3年5月25日	令和3年4月1日に依頼した保険料賦課及び高額療養費の処理の修正について、修正結果の検証を実施した。(ただし、この時点においても、保険基盤安定負担金及び調整交付金申請資料の集計処理の修正処理を行ったことについては、区に知らされていなかった。)
令和3年10月22日	保険基盤安定負担金及び調整交付金申請資料の集計処理結果により、東京都へ保険基盤安定負担金申請書を提出(令和3年1月に動作確認をしていることから、集計結果の数値を確認)
令和3年12月13日	東京都から保険基盤安定負担金の交付決定を受領
令和4年2月7日	調整交付金を申請。その際、東京都から求められた、任意の1件を抽出してチェックしたが、誤りは発見できなかった。
令和4年11月7日	保険基盤安定負担金及び調整交付金申請資料の集計処理結果により、東京都へ保険基盤安定負担金申請書を提出(令和3年1月に動作確認をしていることから、集計結果の数値を確認)
令和4年12月19日	東京都から保険基盤安定負担金の交付決定を受領
令和5年2月6日	調整交付金の申請。その際、東京都から求められた、任意の1件を抽出したチェックにおいてデータに疑義が生じたため、保険基盤安定負担金及び調整交付金申請資料の集計処理の動作確認を改めて行ったところ、プログラムの誤りが判明した。
令和5年2月10日	令和4年度調整交付金の申請について、正しい数値に変更修正して東京都に提出

3 今後の対応

事案の判明を受けて、令和4年度保険基盤安定負担金の交付申請については、既に変更交付申請の時期を過ぎていますが、再度申請ができないか東京都と協議中です。令和3年度保険基盤安定負担金についても、数値誤りにより生じた影響額の調査を進め、プログラムの誤りによる影響総額を特定します。その上で、当該委託事業者の損害賠償等の責任も含め今後の対応を図ることとします。

4 再発防止策

今回の事案を踏まえ、当面以下の再発防止策を講じます。

- (1) 委託事業者は、従業員に対して区のシステム環境においてプログラムの修正等を行う際には、必ず区へ伝えることや検証を行うことなどのルールを遵守するよう徹底する。加えて、区のシステム環境でプログラムの修正等を行う際には、従業員の複数人による確認を行うほか、機械的にチェックする仕組みを導入する。区は、これらのことについて、委託事業者から随時報告を受け、必ず確認する。
- (2) システム改修や検証等の主旨、適用の範囲、結果の確認方法を明らかにした「個別改修通知書兼進行管理表(仮称)」を新たに作成し、所管課、情報管理部門、当該委託事業者の3者で共有する。
- (3) 検証のポイントを取りまとめた「検証ガイドライン(仮称)」を策定し、その活用を図る。

5 その他

- (1) 今回の事案で生じた影響により、被保険者へ新たな負担が生じることはありません。
- (2) 国民健康保険の資格・賦課業務については、正しく適用されており影響はありません。